

事後審査型一般競争入札の公告

事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- 令和8年度 第8号 復旧治山工事
- (2) 工事場所
- 高島市武曽横山（蔵谷）
- (3) 工事概要
- 谷止工 2基
- (4) 工期
- 契約締結日より5日以内の日から令和9年3月26日まで
- (5) 予定価格
- 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) 契約後VE方式
- 採用しない。
- (7) その他
- 本工事は、「週休2日取組指定型工事（発注者指定方式（完全週休2日））」である。
詳細は入札説明書による。

2 競争参加資格要件

滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日（以下「公告日」という。）において最新のもの）に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすもののみが本入札に参加することができる。

(1)	登録業種	土木一式工事
(2)	対応許可業種	土木一式工事
(3)	特定建設業許可	———
(4)	格付、順位、総合点数または総合評定値	格付二号
(5)	地域要件	高島市または大津市に主たる営業所を有する者
(6)	施工実績要件	———
(7)	参加する者に必要なその他の要件	———
(8)	設計業務受託者との関連に関すること	———
(9)	その他	詳細は、入札説明書による。

3 提出書類

	提出書類	提出場所	備考
(1)	誓約書（様式第1－1号）	電子入札システム内	入札説明書4（1）のとおり。

4 入札日程等

	手続等	期間等	場所等
(1)	入札説明書等の閲覧	令和8年9月16日から 令和8年10月6日まで	ア 紙による閲覧 滋賀県高島合同庁舎1階 滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津1758 TEL 0740-22-6031 FAX 0740-22-6265 E-mail:dj34nyusatsu@pref.shiga.lg.jp イ 電子による閲覧 ・入札情報公開システム内 https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=0620064006A00600
(2)	設計図書の配付	(1)に同じ。	特記仕様書等については、入札情報公開システムからダウンロードにより取得すること。

(3)	入札説明書等に関する質問受付	令和8年9月16日から 令和8年9月30日までの 午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）	(1)アの場所に持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。FAXまたは電子メールで提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。
(4)	入札説明書等に関する質問回答の閲覧	(1)に同じ。	(1)イに同じ。
(5)	紙入札への切替え受付期間	公告日から 令和8年10月6日まで	(1)アの場所に持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。FAXまたは電子メールで提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。
(6)	入札書受付期間	令和8年10月5日 午前9時から 令和8年10月6日 午後4時まで	電子入札システム内 ただし、滋賀県建設工事等電子入札実施要綱第14条第2項各号のいずれかに該当するため紙入札による場合は(1)アの場所に持参すること。
(7)	内訳書開封予定日時	令和8年10月7日 午前9時00分	—
(8)	開札予定日時	(7)に同じ。	—
(9)	落札決定予定日時	令和8年10月13日 午前9時00分	—
(10)	競争参加資格がないことに対する説明請求	落札決定の日の翌日から起算して 3日以内	(1)アの場所に持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。FAXまたは電子メールで提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。
(11)	競争参加資格がないことに対する回答	(10)の最終日の翌日から起算して 5日以内	—

表中の期間等については、滋賀県の休日（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。また、時間帯の記載のないものについては、次のとおりとする。なお、翌日と記載がありその日が休日に当たるときは、休日の翌日を指す。

(1) 紙による閲覧、申請

午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）とする。

(2) 電子入札システム

午前8時から午後10時までとする。

(3) 入札情報公開システム

午前6時から午後11時までとする。

5 その他

(1) 郵便入札の取扱い

認めない。

(2) 入札の無効

入札説明書5（3）または（5）に該当する場合

(3) 落札者の決定方法

最低制限価格制度を適用する。

(4) 入札保証金

免除

(5) 契約保証金

落札金額の10%以上を納付すること。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 支払条件

ア 前金払 あり

イ 中間前金払 あり

ウ 部分払 あり

(8) 特記事項

本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は特記仕様書記載の要件を全て満たさなければならない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。